

# 私はマイナンバーを提出しない旨の宣言書

## 様

2017年 月 日

住所

氏名

### 宣言趣旨

「社会保障と税の共通番号制度」（通称「マイナンバー制度」）が2016年1月から実施されました。これは、社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用するとされていますが、今後金融口座や医療情報への活用も検討されており、制度自体やその利用目的などにおいて、多くの問題点が指摘されています。

個人番号制がすでに導入されている米国や韓国では、何千万人という単位の個人情報が見え、深刻ななりすまし被害も出ています。

2016年9月に全国中小業者団体連絡会（全中連）が行った省庁交渉において、内閣府は「個人番号カードの取得は申請によるもので強制ではない。書類に番号が記載されていなくても書類は受け取る。記載されていないことで従業員、事業者にも不利益はない。」と回答しています。また、国税庁、厚生労働省ともに「番号記載がなくても書類は受理する。罰則や不利益はない」と回答しています。

### 宣言内容

以上の省庁からの回答を踏まえ、私は個人のプライバシー権を侵害するマイナンバーを提出しないことを、ここに宣言します。